年次有給休暇の時間単位での付与に関する協定書

甲（使用者：　　　　　　　　　　　）と乙（労働者代表：　　　　　　　　）は、標記に関して下記のとおり協定する。

記

１　時間単位での年次有給休暇（以下「時間単位年休という。）を付与する従業員の範囲は、全ての従業員とする。

２　年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は５日以内とする。

３　時間単位年休を取得する場合の、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。
①所定労働時間が５時間を超え６時間以下の者・・・６時間
②所定労働時間が６時間を超え７時間以下の者・・・７時間
③所定労働時間が７時間を超え８時間以下の者・・・８時間

３　取得できる時間単位年休の単位時間は、１時間とする。

４　届出のあった時間単位年休が、事業の正常な運営を妨げる場合は、会社はその時季を変更することがある。

５　本協定の時間単位年休に対して支払われる賃金は、「通常の賃金」により計算する。

６　本協定の有効期間は、令和　年　月　日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、いずれの契約当事者からも異論がない場合には、本契約と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする

令和　　　　年　　　　月　　　　日

甲：

（使用者職氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙：

（労働者代表）　　　　　　　　　　　　　　　　　印